

平成 27 年度

事業計画書



社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会

目 次

基本理念	4
基本方針	4
重点項目	4
I 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進	5
1、地域住民の主体的福祉活動の推進	5
(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業	5
(2) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業 を軸としたボランティア活動の推進	5
(3) 地域見守りネットワークの構築	5
2、当事者の社会参加の推進	6
(1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催	6
(2) シルバー人材センター事業	6
(3) 福祉バス管理運行事業	6
(4) 福祉団体などへの支援	6
3、福祉課題の把握	6
(1) 各種団体などへのPR活動	6
(2) 地域福祉活動計画の進行管理	6
II 地域福祉サービスの推進	7
1、介護保険事業などの運営	7
(1) デイサービス事業	7
(2) ホームヘルプサービス事業	10
(3) 訪問入浴介護事業	11
(4) 居宅介護支援事業	11
2、地域支援事業の推進	13
(1) 地域包括支援センター事業	13
3、地域福祉活動の推進	14
(1) いきいきふれあいサロン事業	14
(2) 軽度生活援助事業	15

(3) 福祉有償運送事業	15
(4) 高齢者世帯等除雪援助事業	15
(5) 除排雪困難世帯巡回等事業	15

Ⅲ 福祉教育・ボランティア活動の推進	15
1、福祉意識の高揚と人づくり	15
(1) 社会福祉大会の開催	15
(2) ふれあい福祉活動人材養成事業	15
(3) 子育て応援ネット事業	15
2、福祉教育の推進	16
(1) ボランティア活動推進校の推進	16
(2) 福祉体験学習事業	16
(3) 社会福祉士養成実習(大学生)の受け入れ	16
3、ボランティア活動の推進	16
(1) ボランティアセンターの充実及び人材育成	16
(2) 災害ボランティアネットワーク構築	16

Ⅳ 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実	17
1、福祉情報の提供	17
(1) 社協広報紙の発行	17
(2) 社協ホームページの運用・更新	17
2、相談体制の確立	17
(1) 心配ごと相談所事業	17
(2) 広域法律相談所事業	17
3、生活支援体制の確立	17
(1) 日常生活自立支援事業	17
(2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置	17
(3) 紙おむつ支給事業	18
(4) 福祉器具の貸出事業	18
(5) 生活福祉資金貸付事業	18
(6) たすけあい資金貸付事業	18
(7) 有職知的障害者交通費助成事業	18

(8) 斎壇事業	18
(9) 公共施設の運営	18
V 社協基盤の充実・強化	19
1、社協組織の強化	19
(1) 役員研修会の実施	19
(2) 理事会・評議員会の充実	19
2、職員体制の強化	19
(1) 職員の処遇安定	19
(2) 資格取得の促進	19
(3) 各種研修会への派遣	19
3、財政基盤の整備	19
(1) 公費助成の確保	19
(2) 基金の運用と増資	19
(3) 収益事業による自主財源の確保	19
(4) 社協一般会員・特別会員・賛助会員の加入促進	19
(5) 共同募金運動への協力	20
VI 関係機関・団体との連携	20
1、関係機関・団体との連絡調整	20

平成27年度社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会事業計画

〔基本理念〕

「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現

〔基本方針〕

わが国は、少子高齢化の急速な進行、家族や地域の在り方の変容、社会経済の変化などが進む中、地域社会においては、生活困窮、社会的孤立、医療、介護、子育てへの不安や負担など、地域において様々な生活課題が顕在化してきており、改めて地域福祉の重要性が叫ばれている。これらの問題解決に向けて、公的な福祉サービスの充実は勿論であるが、小地域での見守りや支えあい活動など、地域住民を主体とした地域福祉の推進が重要な課題となっており、住民同士の支えあいによる人と人との絆を強くした「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」がより一層求められている。

このような中、社会福祉協議会(以下「社協」という。)は公共性の高い地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、その対象や分野を問わず、地域の様々な課題や住民のニーズを的確に把握し、それらに対応した総合的なサービスの提供や活動を進める必要がある。

今年度は、第2次藤崎町地域福祉活動計画(平成25年度～平成29年度)見直しの年度となっており、これまでの計画進行状況を総点検するとともに、地域の福祉課題などについて検証しながら、計画の見直しを行うものである。

社協は住民を主体として、行政・町内会・民生委員児童委員協議会・関係機関などと連携・協働を図り、基本理念として掲げている「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向けて、次の4つを重点項目として掲げ事業を展開する。

〔重点項目〕

1. 地域での見守り・支えあい活動の推進
2. 高齢者の身近な相談窓口としての地域包括支援センターの充実
3. 利用者・家族・地域に必要とされる介護サービスの提供
4. 地域住民の憩いの場としての老人福祉センターの充実

[実施事業]

I

住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

1. 地域住民の主体的福祉活動の推進

(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業（町受託事業）

①一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないように、各町内のほのぼの交流協力員（ボランティア）が定期的に対象者世帯を訪問することにより、安否確認や状況把握を行い、問題があった場合は早急に関係機関と連携を図り、問題解決に努める。

◎ほのぼの交流協力員の活動強化と関係機関（行政、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど）との連携

◎新規対象者の発掘とほのぼの交流協力員の継続的確保

②広報活動による活動状況や事業の啓発

③ほのぼの交流協力員及び民生委員児童委員合同研修会の開催

◎対象者についての見守り体制を強化するための情報交換を行う。

・対象世帯数320世帯

・ほのぼの交流協力員数（藤崎地区73名・常盤地区41名 合計114名）

(2) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業を軸としたボランティア活動の推進

①一人暮らし高齢者や障がいのある人などを対象に緊急時の安全と不安や孤立感、孤独感を解消するために福祉安心電話を設置し、24時間体制（県社協との連携）により事業を実施する。

◎定期的な電池交換（年1回）、作動テストの実施（年2回程度）と操作方法の確認（随時）

②福祉安心電話設置者の緊急時の安全と不安や孤立感・孤独感の解消のために、福祉安心電話協力員（ボランティア）の協力を得て活動を推進する。

◎設置者データの確認（年1回）

③福祉安心電話協力員会議の開催

◎安心電話の操作方法と協力員相互の情報交換を行う。

（福祉安心電話設置数53台 福祉安心電話協力員数128名）

(3) 地域見守りネットワークの構築

地域住民と関係機関・団体などとの協働による支えあい活動の推進を目的に、地域が抱えている課題や支援を必要としている方々に関する情報を共有し、解決または予防に向けた取り組みを検討するとともに、地域の様々な見守り活動や人材を広範かつ重層的に活用し、地域が一体となった見守り活動の充実を図る。

◎職員による事業検討会議の開催（随時）

◎関係団体や地域ボランティアなどとの情報交換会の開催

◎社協が行う「住民参加と小地域ネットワーク活動」の啓発

2. 当事者の社会参加の推進

(1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催

藤崎・常盤両老人福祉センターにおいて、会食をしながら参加者同士の交流を図るとともに、地域のボランティアや保育園児などとの交流を深める。

◎藤崎地区 年9回開催、常盤地区 年9回開催

◎合 同 年2回開催

◎日帰り温泉旅行 年1回開催

(2) シルバー人材センター事業

高齢者の知恵や経験を活かし、就労を通じて生きがいづくりを促進する。

(会員数31名)

◎会員数の増強及び啓発活動

◎会員交流会の開催(会員同士の交流親睦や研修による情報交換)

◎「シルバーの日」の実施(清掃ボランティア活動)

(3) 福祉バス管理運行事業(町受託事業)

福祉団体などの活動促進と地域住民の福祉向上を目的に、効率的な運行を行う。

(4) 福祉団体などへの支援

福祉団体の事務局を担うことにより、福祉団体の支援と育成を図る。また、各種制度の改正や地域社会の変化など福祉団体を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種研修や情報提供の充実を図る。

◎身体障害者福祉会活動支援

◎母子寡婦福祉会活動支援

◎遺族会活動支援

◎ボランティア連絡協議会活動支援

3. 福祉課題の把握

(1) 各種団体などへのPR活動

町内会や各種団体など希望に応じて、職員が地域に出向き、社協事業のPRや福祉情報の提供を行う。

(2) 地域福祉活動計画の進行管理

社協が策定し取り組んでいる第2次藤崎町地域福祉活動計画(平成25年度～平成29年度)について、これまでの計画進行状況を総点検するとともに、地域の福祉課題などについても検証しながら、計画の見直し修正を図る。

◎職員による地域福祉活動計画見直し検討会議の開催

1. 介護保険事業などの運営

(1) デイサービス事業（介護事業・介護予防事業）

①事業目的

デイサービスセンター利用者に対して、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び介護者の身体並びに精神的負担の軽減を図るため適正に支援することを目的とする。

②重点目標

◎利用者が末永く自宅で過ごせるよう多面的に支援するために職員資質の向上を図る。

◎常に利用者の話に耳を傾けながら個別のニーズをサービスに反映させ、センターで過ごす時間が「楽しく」「気持ちが揺れ動く」「満足する」ことができるサービス提供を目指す。

◎介護者の介護負担の軽減を常に意識しながらサービス提供を行い、介護者や家族から頼られ、信頼される良好な関係づくりを目指す。

◎サービス提供内容について、関係居宅介護支援事業者に随時発信しながら様々な方面からの意見を聞き入れ、定期的に評価及び見直し作業を行う。

③事業内容

◎看護師による健康チェック

血圧・体温・脈拍・体重などの測定を行い、健康状態を把握し、変化が見られた場合は家族や関係機関との連絡を密にし、利用者の健康管理に努める。また、必要に応じて持参した内服薬などの投与管理を行う。

◎入 浴

安全で快い入浴ができるように、浴室・脱衣室の入浴環境を整え、必要な介助を行う。また体調や皮膚状況のチェックを行う。

◎給 食

嗜好にあわせ、栄養バランスのとれた食事を日替わりで用意し、四季にちなんだ献立や旬の素材を取り入れ楽しい食事や会話の場を提供する。また、おかゆ・刻んだおかず・ミキサー食・トロミ食を用意するとともに、介護食器を用意し、食事中の見守りをしながら必要に応じて介助する。

◎口腔ケア

口腔状態の観察を行いながら昼食後の歯みがきや入れ歯の手入れを指導し、口腔内の衛生を保つことにより口腔疾患や誤嚥性肺炎を予防し爽快感や口臭予防を促す。また、必要に応じて介助する。

◎機能訓練

利用者の意向や体調、安全性を考慮しながら、リハビリスタンプカードを活用し自発的な機能訓練や生活活動訓練の取り組みを行う。

また、リハビリ体操、食事前の咀嚼や嚥下を良くする口の体操の他、午後のレクリエーションや園外行事などを通じて気軽に楽しんでもらいながら残存機

能の維持に努める。

◎相談援助

利用者の心身の安定と自立を高めるために個々のニーズを把握する。また、利用者や介護者への生活相談を常時実施し、利用者が在宅で生きがいを持って安定した生活を送れるように援助する。

◎送 迎

利用者の心身の状態を考慮しながら地理的に効率の良い送迎ルートを設定し、安全第一を念頭においた送迎を行う。

④営業日及び営業時間

◎営 業 日：月曜日から日曜日（年中無休）

◎営業時間：午前8時から午後4時55分まで

⑤利用定員

◎35名

⑥職員体制

職 名	常勤	非常勤	計
(管理者) 所長兼生活相談員兼介護員	1名		1名
生活相談員兼介護員	2名		2名
看護職員兼機能訓練員 兼介護員	2名	1名	3名
介護員	4名	3名	7名
調理員		2名	2名
計	9名	6名	15名

⑦年間行事計画

行事計画にあたっては、利用者の要望を取り入れながら楽しみにしてもらえる内容となるように常に新鮮な発想で創意工夫する。また、外部慰問の受け入れを積極的に行ったり、演奏会や展示会への外出、天気の良い日などは利用者の外出したい気持ちを大切にライブ会の実施などを随時行い、利用者の余暇活動が刺激的になるようにする。

月	行 事	月	行 事
4	買い物会	10	秋のドライブ会
5	春のドライブ会	11	買い物会
6	買い物会	12	クリスマス会
7	夏のドライブ会	1	新年会
8	買い物会・ドライブ会	2	節分
9	買い物会	3	ひな祭り

○誕生会は毎月実施する。

⑧生活環境の安全管理及び衛生管理

◎生活環境の整備

生活環境の整備は、利用者を主体的に捉え、機能しやすいように整備し安全確保に努める。また、万が一の事態にも機敏に対応できるように救命訓練に取り組む。

◎衛生管理

衛生管理は消毒を徹底して集団感染の予防に努め、感染症の流行期には注意喚起を促す。また、定期的に職員の血液・鼻腔検査・調理職員の検便、浴槽のレジオネラ属菌の検査を実施するとともに、毎出勤時、職員衛生管理表でチェックを行う。

◎防災について

火災や地震を想定した避難訓練を実施する。

◎建物管理について

ボイラー・防災設備・浴室設備・調理施設においては、定期点検整備を実施する。

◎補償について

損害賠償保険に加入し、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに補償を行う。

⑨職員研修及びサービス向上のための検討会の実施について

利用者や家族が、在宅での生活を継続できるような情報や知識を習得するために、各種研修会への参加を積極的に行う。また、サービス向上のため検討会を実施する。

⑩関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。

(行政・地域包括支援センター・民生委員児童委員・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・医療機関など)

(2) ホームヘルプサービス事業（介護事業・介護予防事業・障害者自立支援事業）

①事業目的

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助・その他の生活全般にわたる援助活動を行う。

②サービス目標

「住み慣れた在宅での生活が継続できるよう援助する」

「利用者が心豊かにその人らしく安心して暮らすことができる生活を支える」

◎職員同士で情報共有し、利用者・家族との対話を大切にサービスの提供にあたる。

◎複雑・多様化する認知症高齢者が関わる事例を検討することで、より深くその対応の仕方を習得してサービスの提供にあたる。

③事業内容

◎介護保険によるホームヘルプサービス

〔身体介護・生活援助・通院等乗降介助・介護予防〕

◎障害者自立支援法によるホームヘルプサービス

〔身体障害(児)者・知的障害(児)者に対する身体介護・家事援助・通院等乗降介助〕

④営業日及び営業時間

◎営業日：月曜日から日曜日まで

◎営業時間：午前7時から午後10時まで

(但し、通常は午前8時から午後4時45分まで)

⑤職員体制

職 名	常勤	非常勤	計
管 理 者 兼 サービス提供責任者	1名		1名
サービス提供責任者	2名		2名
介 護 員		3名	3名
計	3名	3名	6名

⑥職員研修

高齢者介護や認知症介護に関する知識・技術の向上を目的として積極的に各種研修会などに参加する。

⑦関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。
(行政・地域包括支援センター・民生委員児童委員・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・医療機関など)

(3) 訪問入浴介護事業（介護事業・地域生活支援事業）

①事業目的

介護を必要とする高齢者及び障がいのある人に対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、住み慣れた居宅における入浴援助（入浴できない場合は清拭や部分浴）を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持などを図る。

②サービス目標

◎温泉湯で身も心も温まるよう、入浴を楽しんでもらう。

◎利用者や介護者に対して、安心できる良きアドバイザーとなる。

③事業内容

利用者の居室に浴槽を設置し、入浴専用車によりときわ温泉のお湯を使用して入浴介助する。

④営業日及び営業期間

◎営業日：月・水・金曜日

（但し、12月29日から1月3日までを除く。）

◎営業時間：午前8時から午後4時45分まで

⑤職員体制

職 名	常勤	非常勤	計
（ 管 理 者 ）	1名		1名
介 護 職 員		1名	1名
看 護 職 員		2名	2名
計	1名	3名	4名

⑥職員研修

医療依存度の高い重度介護や終末期に関する知識・技術の向上を目的として積極的に各種研修会などに参加する。

⑦関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。

（行政・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所・民生委員児童委員・医療機関など）

(4) 居宅介護支援事業（介護事業）

（町委託事業である要介護認定調査含む）

①事業目的

高齢者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

また、事業の実施にあたっては、行政・地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるとともに、相談からサービス提供などに至るまで、相談者に不安を与えないような説明と地域包括支援センターやその他、関係機関との連携を強化する。

②サービス目標

◎今年度の介護保険制度改正内容について正しく理解し、利用者・家族に対する確に説明を行うことで、在宅生活への不安を軽減する。

◎他事業所・他機関との連携を積極的に図るとともに、職員間の情報交換・情報共有を行い、相談対応やサービス調整がスムーズに行えるようにする。

③事業内容

居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターや居宅サービス事業者との連携は勿論のこと、地域の居宅介護支援事業者として利用者保護の観点から、利用者個人の意志が反映された介護計画の作成及び維持管理を目的として下記の業務を行う。

◎申請手続き代行業務

1) 要介護・要支援認定の更新及び変更、新規申請手続きの代行を行う。

2) 制度上、サービスを利用する際に必要な申請手続きの代行を行う。

(住宅改修、福祉用具購入、保険証再交付の手続きなど)

3) 介護保険制度に関することだけではなく利用者の状況に合わせ、必要な申請手続き代行を行う。(紙おむつ支給申請、生活上必要な手続きなど)

◎要介護・要支援認定の調査業務

サービス利用者の認定有効期限が切れることのないように認定の有効期限を管理し、円滑に保険給付が受けられるようにする。

◎ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

要介護・要支援認定結果に基づき、必要な介護内容を盛り込んだ居宅サービス計画を毎月作成する。また、急にサービスが必要になった場合は、暫定でのサービスが利用できるよう援助を行う。

◎利用者が希望するサービスの確保及びサービス提供機関との連絡調整

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが確保されるように、サービス提供機関との連絡調整・交渉を行う。

◎利用者が継続して利用するサービスの維持・管理

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが継続して行われるように、サービス提供機関との連絡調整を行う。

(利用状況・経済状況などの確認、苦情処理など)

◎請求業務

毎月、居宅サービス計画作成費の請求を青森県国保連合会に対して行う。

(居宅サービス計画作成費は、保険給付 10 割のため利用者負担はなし)

④職員研修

外部研修では、地域住民・要介護者などからの介護保険に関する相談に的確・迅速に対応するため、積極的に各種研修会などへ参加し、知識及び技術の習得、専門性の確保・向上を図る。(介護支援専門員更新研修など)

◎事業所内では定期的に困難事例についての検討会やケアマネジメントの技術向上に向けての検討会を開催する他、事業所外では地域のネットワーク研修会やケアマネ情報交換会などに参加し、自らの技術向上に努める。

⑤営業日及び営業時間

◎営業日：月曜日から土曜日まで

(但し、12月29日から1月3日までを除く)

◎営業時間：午前8時15分から午後5時まで

(但し、電話にて24時間365日対応する)

⑥職員体制

職 名	常 勤	非常勤	計
(管理者) 主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	2名		2名
計	3名		3名

2. 地域支援事業の推進

(1) 地域包括支援センター事業 (町受託事業)

①事業目的

地域の高齢者やその家族が抱える介護・健康・福祉・虐待防止・権利擁護などの様々な生活課題を総合的に受け止め、課題解決にむけて専門職が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに活かしながら包括的かつ継続的に支援し、住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続できるように援助を行う。

②重点目標

行政が示す具体的な運営方針に基づき、高齢者が地域でいつまでも暮らし続けていくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する『地域包括ケア』体制の基盤づくりのために、従来事業に加え「地域ケア会議」「医療・介護連携」の推進を図る。

③事業内容

◎包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態などになることを予防するため、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

2) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行う。

3) 権利擁護事業

地域の民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

4) 包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域において、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者に係る保健・医療・福祉などに関する多様な支援を総合的・包括的・継続的に提供するための体制を整え、また個々の介護支援専門員に対し支援を行う。

◎地域ケア会議の推進

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。

◎在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができるよう、医療と介護が連携し一体的に提供できる関係づくりを推進する。

◎認知症予防事業（脳トレ教室）

読み書き計算の学習、コミュニケーションなどを実施し、脳機能を活性化させ認知症予防を図る。

◎指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、心身の状況やその置かれている環境などを勘案し、「介護予防サービス計画を作成」とともに当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービスなどの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者などの関係機関との連絡調整を行う。

④営業日及び営業時間

◎営業日：月曜日～土曜日（日曜日と年末年始を除く）

◎営業時間：午前8時15分～午後5時

（時間外は24時間電話にて対応する。）

⑤職員体制

職名	常勤	非常勤	計
(管理者) 社会福祉士	1名		1名
看護師	1名		1名
主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	2名		2名
計	5名		5名

⑥職員研修

各種研修会へ積極的に参加し、専門知識及び技術の習得、専門性の向上・確保に努める。

3. 地域福祉活動の推進

(1) いきいきふれあいサロン事業

地域で生活している高齢者と住民（ボランティアなど）が気軽に集い、ふれあい交流を通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げるとともに、心身機能の維持向上を図ることにより、要介護状態になることを予防する。

(2) 軽度生活援助事業(町受託事業)

要援護高齢者、一人暮らし高齢者及び老夫婦世帯に対して、ホームヘルパーが行う家事援助事業を提供することにより、高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援する。

(3) 福祉有償運送事業(町受託事業である移送サービス含む)

在宅高齢者や障がいのある人で、公共交通機関を利用して移動が困難な人を対象に、通院などを目的に運輸局許可車両を使用し、有償で移送サービスを行う。

(4) 高齢者世帯等除雪援助事業

一人暮らし高齢者及び老夫婦世帯に対して、生活道路の確保を行うことにより、安心して生活できるよう支援する。

(5) 除排雪困難世帯巡回等事業

一人暮らし高齢者及び老夫婦世帯に対して、雪に関する見守りをしながら巡回し、排雪などの援助を行うことにより、安心して生活できるよう支援する。

Ⅲ	福祉教育・ボランティア活動の推進
---	------------------

1. 福祉意識の高揚と人づくり

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めるとともに、社会福祉発展に功績があった方々への表彰を行う。

(2) ふれあい福祉活動人材養成事業

地域住民の支えあい活動や社協事業ボランティアとして活動する人材の養成を目的に研修会を開催する。

(3) 子育て応援ネット事業

「子育てサポート養成講座」修了者並びに「子育て応援ボランティア養成研修会」修了者を中心に、子育て家庭の見守り体制の充実を図る。また、黒石市・平川市ファミリーサポートセンターと連携し、子育て家庭の見守り体制の充実を図る。

2. 福祉教育の推進

(1) ボランティア活動推進校の推進

町内の小・中学校を指定し、各学校が地域を巻き込んだ福祉活動に取り組みながら、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕と社会連帯の精神を養い心豊かな人材の育成を目的に事業を行う。

◎推進校の指定

○藤崎小学校 ○藤崎中央小学校 ○常盤小学校 ○藤崎中学校 ○明徳中学校

◎学校で行う福祉に関する学習への協力

◎福祉学習プログラムの活用

(2) 福祉体験学習事業

児童生徒を対象に、ボランティア活動や福祉施設などでの体験を通して、福祉についての学習と福祉意識の高揚を目的に行う。

(3) 社会福祉士養成実習(大学生)の受け入れ

社会福祉士(国家資格)を目指している福祉系大学生に対して、社会福祉士に必要とされる「社会福祉実習プログラム」に基いた、社会福祉実習を行う。

3. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの充実及び人材育成

ボランティアセンターでは、情報の提供や各種相談、人材育成を通じて、個別のボランティアや福祉団体への支援を図りながら、ボランティア活動の基盤整備を図る。

- ①ボランティアに関する情報の提供及び啓発
- ②ボランティアに関する相談、登録、斡旋
- ③ボランティアに関する養成、研修
- ④ボランティア活動保険などの加入促進
- ⑤ボランティア収集ボックスの活用
- ⑥ボランティア連絡協議会との連携

(2) 災害ボランティアネットワークの構築

各地で大規模災害が発生し、藤崎町でも水害が毎年のように発生している。

社協では、独自に作成した「災害職員マニュアル」を参考に、緊急時に速やかに対応できる体制作りを強化する。

また、災害時に迅速な安否確認ができるように、災害時要援護者名簿を定期的に見直し、緊急時に備える。

IV 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

1. 福祉情報の提供

(1) 社協広報紙の発行（年12回）

社協広報紙「ふじさき社協だより」の発行により、福祉情報の提供や福祉活動への参加啓発を行う。

◎毎戸への配布

◎公共機関や民間企業などへの配布

(2) 社協ホームページの運用・更新

社協ホームページにより、福祉情報の提供や社協が行う事業のPRを行う。

2. 相談体制の確立

(1) 心配ごと相談所事業（町受託事業）

誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所として、住民の様々な相談に応じ、その問題解決に努める。また、社協広報紙により心配ごと相談所のPRや問題解決のために各関係機関との連絡調整を行う。

◎常時2名体制による心配ごと相談所（藤崎地区・常盤地区で毎週水曜日開催）の開設

◎専門相談員（司法書士、保健師OB）による『こころの健康相談所』（毎月第1、3水曜日）の開設

(2) 広域法律相談所事業

平川市社協、西目屋村社協、藤崎町社協、大鰐町社協、田舎館村社協の持ち回りによる法律（弁護士）相談所を無料で開設する。

◎開設回数（年11回開催）

平川市社協6回、西目屋村社協1回、藤崎町社協2回、大鰐町社協1回、田舎館村社協1回

3. 生活支援体制の確立

(1) 日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方に対して、金銭管理などの支援を行い、地域において安心して生活を送ることができるよう援助する。

(2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置

本会のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第82条を踏まえた本会規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速に改善を図る。

(3) 紙おむつ支給事業

在宅で紙おむつを使用している寝たきり高齢者などに対して、その世帯の経済的負担の軽減を目的に、要介護者の状態に応じた紙おむつを支給する。

(4) 福祉器具の貸出事業

在宅で生活している寝たきり高齢者・障がいのある人に対して、福祉器具（ギャッジベッド・車いす）を貸し出しする。

(5) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得世帯・高齢者世帯・障がいのある人がいる世帯に対して、経済的自立を目的に各種資金の貸し付けを行う。

(6) たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対して、経済的自立を目的に資金の貸し付けを行う。

(1回につき貸付限度額50,000円以内)

(7) 有職知的障害者交通費助成事業

就労している知的に障がいのある人に対して、職場までの交通費の一部を助成することで就労を支援し、社会参加の促進を図る。(1ヶ月4,000円上限)

(8) 斎壇事業

廉価で斎壇を貸し出し、町の合理化運動を推進する。また、お手伝いがいないなどの理由により本会の斎壇を利用できないという声も聞かれることから、斎壇事業協力隊により、ご遺族を一部サポートする取り組みも行う。

(花輪ポスターの推進、香典返し廃止の推進、会費制の推進)

◎協力隊員の確保及び登録

◎協力隊活動の周知徹底

【協力隊の援助内容】

①通夜・葬式の司会

②斎壇の設置作業、解体作業

③通夜・葬式会場に係る準備作業、後片付け作業

④花輪ポスター名前書き及び看板書き

(9) 公共施設の運営(町指定管理事業)

町からの指定管理(平成27年度～平成31年度)による藤崎・常盤老人福祉センターの管理運営を行う。

1. 社協組織の強化

(1) 役員研修会の実施

県社協などが開催する各種研修会に参加し、社会福祉情勢や社協が取り組むべき問題や課題について理解と認識を深め、組織体制の強化を図る。

(2) 理事会・評議員会の充実

執行機関である理事会の責任ある体制づくりと、議決機関である評議員会におけるチェック体制の強化を図る。

2. 職員体制の強化

(1) 職員の処遇安定

福祉事業や介護保険事業の安定運営に努めるとともに、職員の処遇安定化に努める。

(2) 資格取得の促進

社会福祉の専門職としての資格取得を積極的に促し、専門性を高める。

(3) 各種研修会への派遣

内部研修や外部研修への参加を促し、職員の資質向上を図る。また、職員の経験年数や職務内容を考慮した研修会への参加を促す。

3. 財政基盤の整備

(1) 公費助成の確保

社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金の継続的な要望を働きかける。

(2) 基金の運用と増資

福祉基金や介護保険調整基金の運用とともに増資に努める。

(3) 収益事業による自主財源の確保

収益事業による自主財源の確保に努める。

(4) 社協一般会員・特別会員・賛助会員の加入促進

社協が住民の参加と協力のもとに活動が推進できるように、新規会員の確保と既存会員への継続加入に努める。

(5) 共同募金運動への協力

共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いするとともに募金実績により配分される共同募金配分金の拡大に努め、地域福祉の向上に努める。

VI	関係機関・団体との連携
----	-------------

1. 関係機関・団体との連絡調整

◎行政、町内会、民生委員児童委員協議会、医療機関、福祉施設、関係団体、企業などと連携し、福祉活動を推進する。

◎津軽広域社協連絡協議会との連携（弘前市社協、黒石市社協、平川市社協、西目屋村社協、藤崎町社協、大鰐町社協、田舎館村社協、板柳町社協で組織）

◎青森県市町村社協連絡会との連携（県内40市町村社協で組織）